

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE 2020.01/vol.09

今号のみお人

弁護士 北名 剛
Tsuyoshi Kitamyo

【特集①】新年の抱負

【法律コラム】知らないと怖い法律の話

【連載】倉田・北名弁護士の刑事事件入門

【支店便り】「Google翻訳」の活用術

【特集②】マンション管理の問題点

マイナーなスポーツといえば、最近急速に認知されてきているのが「eスポーツ」です。eスポーツとはエレクトロニック・スポーツの略語で、テレビゲームなどを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称をいいます。eスポーツをオリンピックの正式競技にするとの議論もあつたりします。しかし、陸上や水泳といったいわゆるパブリックコンテンツであるスポーツとは異なり、ゲームには著作権がありますし、大会での著作物の利用方法や大会の様子の配信方法等、様々な点で著作権者等との権利処理が必要となり、実現はかなり難しいようです。

私も、eスポーツに限らず、新たな分野に臆さずに日々研鑽し、更なるリーガルサービスの向上に努めて参りますので、本年もより一層のご支援お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(弁護士 北名剛)



謹賀新年

【連載】知っ得! 交通事故

【リレー式コラム】事務局通信

【リガサポ!】老後資金2000万円問題について

今号のみお人

新年あけましておめでとうございます
皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、いよいよ東京オリンピックが開催される年となりました。スポーツあまり興味がなくともオリンピックは観戦するといった方も多いのではないかでしょうか。私は、特にマイナーな競技を観戦するのが好きで、ルールを理解していくうちにだんだんその競技に魅了されて、つい見入ってしまうことが多々あります。

マイナーなスポーツといえば、最近急速に認知されてきているのが「eスポーツ」です。eスポーツとはエレクトロニック・スポーツの略語で、テレビゲームなどを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称をいいます。eスポーツをオリンピックの正式競技にするとの議論もあつたりします。しかし、陸上や水泳といったいわゆるパブリックコンテンツであるスポーツとは異なり、ゲームには著作権がありますし、大会での著作物の利用方法や大会の様子の配信方法等、様々な点で著作権者等との権利処理が必要となり、実現はかなり難しいようです。

私も、eスポーツに限らず、新たな分野に臆さずに日々研鑽し、更なるリーガルサービスの向上に努めて参りますので、本年もより一層のご支援お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

最新判例のご紹介

建設アスベスト裁判 ~5つ目の高裁判決が出ました~

現在、全国で多数の裁判が行われている建設アスベスト裁判ですが、昨年11月11日、福岡高裁は、国と建材メーカーの責任を認める判決を言い渡しました。

これまでに、全国で7つの地裁判決と4つの高裁判決が出ており、本判決は5つ目の高裁判決となります。

本判決は、1975(昭和50)年10月1日から2004(平成16)年9月30日までの期間において、国が、建設作業現場における警告表示(掲示)の義務付けや石綿関連疾患等に関する特別教育の実施を義務付ける規制権限を行使しなかった点などを違法であると認定し、国の損害賠償責任を認めました。

また、本判決は、いわゆる「一人親方」についても国の責任

を認めた4つ目の高裁判決となりました。

さらに、建材を製造販売したメーカーの責任も肯定し、損害賠償を命じました。

建設アスベスト裁判においては、国や建材メーカーが損害賠償責任を負うべきとする判決が相次いでいる一方、長引く裁判の中で残念ながら被害者がお亡くなりになることも珍しくなく、被害者の早期全面解決への願いは切実です。

国や建材メーカーには、早期の被害者救済のための「決断」が求められています。

当事務所でもアスベスト被害に関するご相談を多数いただいております。お問い合わせは、下記までお電話ください。

大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所
代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約/会社法務/その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30
通話料無料

受付時間(月~土)/9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料] みお 法律

大阪事務所

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィス14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月~金曜日/ 9:00~20:00
土曜日/10:00~18:00
受付時間:月~土曜日/ 9:00~17:30

京都駅前事務所

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00

KYOTO 神戸支店

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00

読者アンケート「お年玉」プレゼント実施中!

アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切/
2020年3月31日(火)※当日消印有効



アンケートの回答にご協力お騒ぎいただけます

Q.1 面白かった・後に立った記事はどうですか(複数可)

- 今号のみお人(表紙) 特集①「新年の抱負」
 知らない怖い法律の話 特集②「マンション管理の問題点」
 刑事事件 知っ得! 交通事故
 支店便り 労働問題
 事務局通信 リガサポ!
 企業法務

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどうですか(複数可)

- 交通事故 借金問題

- 相続問題 労働問題

- 犯罪問題 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)

- 企業法務

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃頻繁に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただいたありがとうございました。

新年の抱負ということですが、実は私は新年の抱負を考えることがあまりありません。もつとも、弁護士業務をしていると、なかなか終わらない事件が出てくることがあります。今年こそはその事件を終わらせたいと考えることはあります。そのような事件が発生しないようスピード感をもって仕事を進めることができると、日々の目標になっているかもしれません。本年もよろしくお願ひいたします。



弁護士
羽賀倫樹
Tomoki Haga

昨年は、元号が改まり、時代が平成から令和に変わりましたが、法律の分野でも、改正民法のうち相続法の大部分が施行されるなど大きな動きがありました。今年は、さらに、債権関係についても改正民法の施行が予定されており、長い間変わらなかった民法にも、大きな変動が起こることになりそうです。そこで、今年は、これまで以上に、法改正や新分野の研鑽に励み、依頼者の希望を実現し、正当な利益を確保することができるよう、職務に邁進する決意です。



弁護士
山本直樹
Naoki Yamamoto

2000年に弁護士登録してから今年は20年の節目の年になります。弁護士会の仕事にも関与するようになり、違う景色が見えてきました。弁護士法一条の精神をあらためて胸に刻みたいと思います。

(弁護士の使命)

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。



代表弁護士
澤田有紀
Aki Sawada

今年47歳になります。安藤百福さんが即席麺の研究開発を開始した年齢です。新しいことに挑戦することに、老いも若きもないことを学びました。

弁護士登録20年目を迎えるが、今こそ初心に立ち返り、時代の変化を感じながら心と体を鍛えて依頼者様の期待に応えるべく誠実に業務にあたりたいと思います。

5歳の娘に「ボ一と生きてんじゃねーよ!」と叱られないように。



代表弁護士
伊藤勝彦
Katsuhiko Ito

新年の抱負としては、今年は昨年以上に一步踏み出した挑戦をする年にしたいと考えています。

これまで日々の業務、目の前の仕事に追われ続け新たな挑戦のため3歩進んでは2.5歩下がるような日々が続いていましたが、この状況を何とか改めたいと思っています。

同じような状況の方も多くいらっしゃると思いますが頑張っていきましょう。



弁護士
倉田壮介
Sousuke Kurata

今年はいよいよ東京オリンピックが開催されますね。オリンピックでも、仕事でも、そしてプライベートでも、大きな感動を胸いっぱいに味わえる「心のゆとり」を大切にし、平和な生活への「感謝の気持ち」を忘れないよう心掛けたいと思います。

今年もどうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士
田村由起
Yuki Tamura

本年は西暦2020年(令和2年)という数字の並びに加え、日本全体では東京オリンピックの開催、我々弁護士にとっては債権法(民法)改正という、いずれも大きなイベントや動きが控えており、公私共に後々まで記憶に残る一年になりそうです。

アスリートが大舞台で活躍する様子を励みに、私もこれまで以上に業務での成果を上げられるよう、日々研鑽やスキルアップに努めたいと思います。



弁護士
加藤誠実
Masami Kato

今年の抱負は、まず健康管理。体形が「緩んできたような」気がするので、気持ちも体も引き締めていきたいと思います。趣味としては、(毎年のように宣言しているのですが)ゴルフの腕前が上達するようめんどうくさがらず練習すること。

おっと、仕事の抱負も必要ですね。昨年から区分所有法、建築関連の法規の勉強に取り組んでいたので、マンション管理に関するご相談などに対応できるよう継続して頑張っていきたいと思います。本年も宜しくお願い致します。



弁護士
吉山晋市
Shin-ichi Yoshiyama

昨年は、出産後の産休・育休を経て、10月末に復職致しました。

久しぶりの職場は、以前にも増して、弁護士や事務局が日々研鑽を積み重ねて頑張っており、その姿にとても刺激を受け、また、頑張ろうという気持ちをあらたにしました。

今年も、ご依頼者の皆様のお役にたてるよう、自己研鑽を怠らず、そして、日々成長していく娘たちに負けないくらい私自身も成長できるよう、一日一日を大切に過ごしていきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。



弁護士
小川弘恵
Hiroe Ogawa

「みお綜合法律事務所」所属弁護士13名による
新年の抱負



マートフォンを日常に持ち歩くようになり、つい気軽に撮った写真をSNSに投稿したところ、「肖像権の侵害」としてトラブルになるケースがあります。

「肖像権」とは、法律上の規定はありませんが、判例では「みだりに自己の容貌などを撮影され、これを公表されない人格的利益」として法的保護の対象とされています。肖像権侵害にあたる行為としては、「写真、ビデオ撮影などありのままを記録する行為」と「これを公表する行為」が含まれます。公表しながら、撮影のみでも肖像権の侵害となりますので注意が必要です。

個人のプライバシー情報である容貌を自分の意思に反して撮影されたり公開される不快感は誰もが感じることですので、肖像権が保護されるのは有名人に限ったことではありません。判例で肖像権の侵害と認められた例では、以下のようことが基準となっています。

- 1 撮影対象の人物がはつきりと特定できること
- 2 風景写真などに偶然映り込んだものではないこと
- 3 SNSなど拡散性の高いところに投稿したこと



法律コラム

知らないと怖い法律の話 ～肖像権の侵害～

代表弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada



公開することにより違法性が高まります。肖像権侵害は、名誉棄損罪や侮辱罪など犯罪とまではいえないケースがほとんどです。刑事上の責任というよりも、民事上の損害賠償請求の対象となります。具体的に損害賠償が認められた例をご紹介します。

ス

昨年は、個人的に、様々なジャンルの仕事や新たな取組みを行うことができました。

その反面、自身の時間やスケジュール、仕事の進行管理に大きな課題を感じたところです。

今年は、気分転換もかねて、手帳をこれまでとは違うものに変えてみました。新しい手帳をしっかり使いこなし、自分自身の「働き方改革」を試みたいと思います。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
大畠 亮祐
Ryosuke Ohata



2020年は、AIがビジネスにとってますます重要なものになると予想されます。また、改正民法の施行により、様々な業種において、契約についての見直しが必要になります。まさに、2020年は、「ビジネスのあり方が大きく変革する年」です。

このような時代の流れに遅れを取らないように、常に新しい情報に敏感になり、企業の皆様に最新の法務サービスをご提案できるように、研鑽を積んで参りたい所存でございます。



弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida

私事ながら、旧年中に長男が生まれました。まだ赤ん坊で、立つこともできませんが、何でも口に入れてしまう好奇心がとても旺盛な子です。失敗を恐れずに果敢にチャレンジする子どもの姿を見て、私も見習わなければならないと日々感じます。今年は失敗を恐れずに、大きめのクラブで果敢にグリーンを狙っていきたいと思います。



弁護士
北名 剛
Tsuyoshi Kitamyo

弁護士の松と申します。今年で弁護士2年目を迎えます。

昨年は、ご依頼者様に接し、お話を伺う中で、弁護士という仕事の難しさを実感した一年でした。生の事実に触れ、それとどう向き合い法的に解決すべきか、そしてご依頼者様のニーズをどう実現していくか。これは非常に難解な課題であると感じます。

また、ご依頼者様はじめ、多くの出会いがあった一年でもありました。

昨年同様、今年も、人と人との出会いを大切にしたいと思います。自分が就きたかった弁護士という仕事が今できていることに感謝しながら、今年も明るく前向きに日々研鑽を積んでまいります。今年一年、どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
松 浩司
Koji Matsu

みだりに他人の容姿を撮影することだけでも肖像権の侵害となります。それと一緒に他人の容姿を撮影することだけでも肖像権の侵害となります。それが「タグ付け」されて、冷や汗をかいた経験もあります。

その写真、投稿して大丈夫ですか？

特集

マンション管理の問題点

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひ致します。と書きながらもこの「ラグビーワールドカップ」が開催されている真っ只中です。巷には熱戦を見ようと世界各国から観戦と観光に訪れるインバウンドの方で溢れています。

年々増加するインバウンドの方の宿泊施設が不足する問題もあり、2018年6月には住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)が施行されました。

そのため一定の要件を満たした場合に行うことができるようになつたのですが、騒音やごみの問題など生活の平穏を害する可能性があり近隣住民とのトラブルの要因になることも予想され民泊全面禁止のルールを策定しているマンションも多いようです。

今回のコラムでは分譲マンションにおける管理の問題点について取り上げたいと思います。

国土交通省が公表している「平成30年度マンション総合調査結果について」(平成31年4月26日公表)によると、管理費・修繕積立金を3か月以上滞納している住戸がある管理組合は約25%、6か月以上

滞納している住戸がある割合と、1年以上滞納している住戸がある割合に大きな変化がないのは、6か月以上滞納が続くことが多いです。そのまま滞納が続いたらどう思います。そのため、管理費の滞納については早めに訴訟を提起し対処することが必要になります。

もともと、管理組合が訴訟提起する場合には、管理組合自身が原告となるのか、管理組合の理事長が原告になるのかといふ問題があります。この原告の選択を誤ってしまうと、訴訟の原告適格を欠き請求が却下されてしまうので注意が必要です。

具体的には、管理組合が法人化されているかどうか、管理規約でどのように定められているか、によって原告となるべき者が変わってきます。

なお、管理費等の請求権は、支払時期から5年を経過することによって短期消滅時効にかかります。この短期消滅時効制度は、令和2年(2020年)4月1日に施行される民法(債権法)改正によって廃止されます。しかし、改正民法166条



⑧ 民泊について

前述のマンション総合調査結果によるところが、前述のマンション総合調査結果によると、管理組合が個人情報取扱事業者に位置付けられたことを認知しており、必要な措置を実施した管理組合は約60%にとどまっています。

マンション管理組合が保有する個人情報としては、緊急時の連絡先などを記載した組合員名簿、駐車場の使用申込書、アンケートの回収用紙など部屋番号とフルネームが記載されており、個人を特定することができます。前記のマンション総合調査結果からもわかるとおり、管理組合による個人情報の取り扱いについてはまだまだ認知度が低いように思われますので、個人情報の取り扱いに関する運用方法については是非直す必要があるでしょう。

する総会決議または理事会決議がされているようですが、管理会社に委託せず自ら管理をしている管理組合などルールを決めていない管理組合もあるようです。では、特にルールを決めていないマンションにおいて民泊が行われていた場合には、管理組合は民泊を差し止めができるでしょうか。

一般的な分譲マンションにおける管理規約では「専ら住宅として使用し、他の用途に供してはならない」(標準管理規約12条)と規定されています。そこで、民泊がこの規約に違反するとして差し止めができるかが問題になります。

大阪地裁平成29年1月13日判決は、住



□ 個人情報の取り扱いについて

平成29年(2017年)5月30日に施行された改正個人情報保護法で、取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者についても法規制の対象となりました。そのため、マンション管理組合も個人情報取扱事業者となり、個人情報につい

て慎重な取り扱いが求められています。ところが、前述のマンション総合調査結果によると、管理組合が個人情報取扱事業者に位置付けられたことを認知しており、必要な措置を実施した管理組合は約60%にとどまっています。



弁護士
吉山晋市
Shin-ichi Yoshiyama



模な飲食店を除く)。もつとも、加熱式たばこ専用の喫煙室であれば、同場所で飲食しながら加熱式たばこを吸うことは認められています。

また、喫煙室がある店舗や比較的小規模な飲食店(喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー・スナック等)には、店の入口と喫煙室の入口にそれぞれ標識を掲示しなければなりません。これにより、入店前に、店内が喫煙可能かどうか確認できるようになります。

さらに、喫煙可能な場所には、客・従業員を問わず、20歳未満の人の立ち入りが禁止されます。つまり、後述する屋内喫煙室を除く)。もつとも、加熱式たばこ専用の喫煙室であれば、同場所で飲食しながら加熱式たばこを吸うことは認められています。

模な飲食店(喫煙を主目的とするバー・スナック等)には、店の入口と喫煙室の入口にそれぞれ標識を掲示しなければなりません。これにより、入店前に、店内が喫煙可能かどうか確認できるようになります。

また、喫煙室がある店舗や比較的小規模な飲食店(喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー・スナック等)には、店の入口と喫煙室の入口にそれぞれ標識を掲示しなければなりません。これにより、入店前に、店内が喫煙可能かどうか確認できるようになります。

模な飲食店(喫煙可能な場所には、客・従業員を問わず、20歳未満の人の立ち入りが禁止されます。つまり、後述する屋内喫煙室を除く)。もつとも、加熱式たばこ専用の喫煙室であれば、同場所で飲食しながら加熱式たばこを吸うことは認められています。

大阪府受動喫煙防止条例

これに対し、多くの地方公共団体は、条例によって、厳格な施設内での喫煙のルールを設けています。

たとえば、大阪府受動喫煙防止条例では、学校や病院等の施設について、今年の4月1日から敷地内全面禁煙となります。つまり、屋外に喫煙場所を設置することができません。

また、同条例では、客席の面積が30m²を超える飲食店について、屋内原則禁煙(全面禁煙とするか、喫煙室を設置する)とされています。このルールは2025年までです。

今後について

今年の4月からは、施設内での喫煙が原則禁止となりますし、喫煙可能な場所には標識が設置されますので、望まない受動喫煙がかなり減ると思われます。もつとも、健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例は、主に施設管理者を規制の対象としていますので、喫煙者個人が罰則の適用を受けることはほとんど無いと思われます。

年4月から適用されます。

なお、東京都では、今年の4月から、客席の面積に関係なく、従業員を一人でも雇つていれば原則屋内禁煙となります(都内の飲食店の約84%が規制対象となるそうです)。

健康増進法は、受動喫煙の防止を国と地方公共団体の責務と定め、主に多くの者が利用する施設での喫煙を規制しています。改正法は今年の4月1日に全面的に施行されますが、昨年中にも、施設の種類や場所の区分に応じて、段階的に施設受動喫煙防止条例について簡単に解説したいと思います。

改正健康増進法

康増法の一部が改正され、今年の4月1日に全面的に施行されます。この法改正により受動喫煙対策が更に強化され、屋内での喫煙が原則禁止となります。

また、2019年3月には、大阪府受動喫煙防止条例が公布されました。大阪市路上喫煙防止条例等とあいまって、望まない受動喫煙を防止するための規制が整備されつつあります。

動喫煙防止対策が本格化します。

2018年7月に健康増進法の一部が改正され、2019年1月には、受動喫煙防止条例が公布されました。この法改正により受動喫煙対策が更に強化され、屋内での喫煙が原則禁止となります。



弁護士
北名剛
Tsuyoshi Kitamyo

倉田・北名弁護士の刑事事件入門



受動喫煙について

行されました。

2019年1月には、喫煙者に対し、周囲へ受動喫煙が生じないように配慮する義務が課せられました。

これにより、屋外や自宅のベランダで喫煙する際にも、望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮しなければならないものとされました。

ただ、罰則は定められていません。

また、2019年7月には、学校や病院等の敷地内での喫煙が原則禁止となりました。これにより、学校や病院の施設内に喫煙場所を設置することができなくななりました。

まだ、罰則は定められていません。

よう周囲に配慮しなければならないものとされました。

ただ、罰則は定められています。



煙室を設置するかのいずれかを選択することになります。飲食店だけでなく、オフィスやパチンコ店なども対象です。また、IQOS等の加熱式たばこも対象です。

そして、今年の4月1日からは、屋内での喫煙(ホテルの客室、喫煙目的施設等での喫煙、喫煙室内での喫煙を除く)が原則禁止となります。施設の管理者は、原則として、屋内全面禁煙にするか、喫煙の過料等)。

喫煙室内であれば喫煙することはできません。たとえば、居酒屋でたばこを吸いながらお酒を飲んだり、焼肉店でたばこを片手にお肉を焼くといったことはできなくなります(後述する比較的小規模な喫煙室)。



下のQRコードから
バックナンバーをご覧いただけます



<https://www.miopress.jp/criminal/miopress.html>



交通事故被害者の方へ～出張相談サービスのご案内～



当事務所では、事故の状況やお怪我の内容・程度などを正確に把握し、的確なアドバイスするために、通常は、事務所にご来所いただきてご相談をお受けしていますが、ご来所が困難な交通事故の被害者の方を対象に出張訪問相談を実施しています(相談料無料)。後遺障害1～5級相当の重度後遺障害者の方のご自宅や病院まで、弁護士が出張訪問させていただきお話を伺います。該当される方は、是非一度お電話でご相談ください。(☎0120-7867-30)

みお 交通事故



アスペクト

石綿国家賠償金請求は「みお」にご相談ください!



当事務所では、石綿工場での勤務が原因で、健康被害を被られた方・そのご遺族からの相談を無料でお受けしています。昔のことなので細かいことは分からず、労災は受けているが資料は残していない…という場合でも、放置していると請求ができなくなる場合もありますので、まずはお気軽にお電話でご相談をいただければと思います。(☎0120-7867-30)

みお アスペクト



事務局通信

リレー式コラム

明けましておめでとうございます。
神戸支店の事務局です。今年もよろしくお願い申し上げます。



世間でねこブームと言われたとしてから5年以上経つのではないかと思いますが、実家の家族が皆ねこ好きなせいで、私の周りは生まれた時からずっとねこブームです。子どものころは住宅事情もあって飼えませんでしたが、現在はキジねこを一匹飼っています。子ねこの時に自宅近くで鳴いているのを拾ってきた女の子です。今年で11歳になりますが、

人間の年齢に換算すると60歳くらいだそうです。江戸時代には「ねこは10年生きると猫又(ねこまた)といふ妖怪になり、尾が二つに分かれて人の言葉が分かるようになる。」とも言っていたそうですが、全くそんな気配はない、名前を呼んでも分かっているのか、いないのか、めったにお返事すらしてくれません。

昔とちがつて最近は20年以上生きる飼いねこが珍しくありませんが、いつかはお別れが来ることを想像すると少し悲しい気分になります。とは言え、必ずしもねこの方が先に亡くなるとは限らないのです。今から「ひな(飼いねこの名前)をお世話してくれる人に〇〇〇円遺贈します。」という内容の遺言書を自分で作っておこうから、と真剣に検討中です。こんなところで法律事務所勤務の経験が役立つとは！

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故に遭って6ヶ月経った次郎さんの事例を基にQ&A形式で解説をしていきます。

今回の事例

事故から6ヶ月、治療継続中

次郎さん(45才)は、交通事故に遭って右足を骨折し治療を続けています。足首が動きにくくなっているのでリハビリを続けていますが、保険会社とのやり取りや加害者の人の刑事処分の手続きもあり、色々と疑問が出てきました。

Q.1 保険会社から自転車の物損を先に解決しようと言わされました。先に解決しないといけないのでしょうか。

物損は先に解決することが多いですが、必ずしも人損の示談より先に解決しないといけないわけではありません。問題のない内容であれば、物損の示談を進めて問題ありませんが、気になる点があれば、人損の時までおいておくのも一つの手です。

Q.2 保険会社から10%の過失割合を主張され、加害者の人のトラックの物損を一部支払わないといけないと言われました。

物損は必ずしも0%になるとは限りません。物損では、保険会社の支払額が必ずしも大きいとは言えないこと、保険会社が早期解決を目指していることがよくあることから、被害者の方に有利な過失割合で進めることができます。一方、人損は支払額が大きくなることがありますので、保険会社は物損の時よりも高い過失割合を主張することができます。

Q.3 保険会社と交渉したところ、自転車の物損では過失割合0%でいることになりました。物損で過失割合0%にしておけば、人損の示談の時も0%になるので検討するに値する保険と言えるでしょう。

A.3 必ずしも0%になるとは限りません。物損では、保険会社の支払額が必ずしも大きいとは言えないこと、保険会社が早期解決を目指していることがよくあることから、被害者の方に有利な過失割合で進めることができます。一方、人損は支払額が大きくなることがありますので、保険会社は物損の時よりも高い過失割合を主張することができます。

物損では過失割合0%でいることになりました。物損で過失割合0%にしておけば、人損の示談の時も0%になるので検討するに値する保険と言えるでしょう。

個人賠償責任保険は、日常生活で誤つて他人に怪我をさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害を補償する保険です。今回のように、自転車運転中に事故に遭った時にも使える可能性があります。

本件とは少し話がりますが、自転車運転中に人身事故を起こしてしまった多額の賠償金を払わないといけない場合があります。そのような場合に備えて、加入を検討するに値する保険と言えるでしょう。

これらで契約している保険に、個人賠償責任保険というのがあったのですが、使えるのでしょうか。

A.2 保険会社から主治医の先生に対する責任保険というのがあったのですが、使えるのでしょうか。

保険会社は治療費や慰謝料などを最終的に負担する立場ですので、治療内容に関心を持っています。一般的には、手続きをスマートに進めるために、同意書は書いて保険会社に提出した方がいいでしょう。不安があれば弁護士に相談いただければと思います。

A.4 保険会社は治療費や慰謝料などを最終的に負担する立場ですので、治療内容に関心を持っています。一般的には、手続きをスマートに進めるために、同意書は書いて保険会社に提出した方がいいでしょう。不安があれば弁護士に相談いただければと思います。

Q.4 保険会社から主治医の先生に対する治療状況の確認手続きをしたいと言わましたが、書いてしまって問題ないですか。

A.5 加害者の人の刑事手続きが進んでいます。実際に手続きが進んだ後で、加害者が人が起訴されたかどうか、裁判の日時、裁判の結果等を教えてもらおうことができます。

交通事故に遭つて6ヶ月が経つて治療が進みました。次回は、保険会社との交渉が近づいてきた次郎さんのQ&Aを掲載します。

リレー式コラム

事務局通信

明けましておめでとうございます。
神戸支店の事務局です。今年もよろしくお願い申し上げます。

世間でねこブームと言われたとしてから5年以上経つのではないかと思いますが、実家の家族が皆ねこ好きなせいで、私の周りは生まれた時からずっとねこブームです。子どものころは住宅事情もあって飼えませんでしたが、現在はキジねこを一匹飼っています。子ねこの時に自宅近くで鳴いているのを拾ってきた女の子です。今年で11歳になりますが、

人間の年齢に換算すると60歳くらいだそうです。江戸時代には「ねこは10年生きると猫又(ねこまた)といふ妖怪になり、尾が二つに分かれて人の言葉が分かるようになる。」とも言っていたそうですが、全くそんな気配はない、名前を呼んでも分かっているのか、いないのか、めったにお返事すらしてくれません。

昔とちがつて最近は20年以上生きる飼いねこが珍しくありませんが、いつかはお別れが来ることを想像すると少し悲しい気分になります。とは言え、必ずしもねこの方が先に亡くなるとは限らないのです。今から「ひな(飼いねこの名前)をお世話してくれる人に〇〇〇円遺贈します。」という内容の遺言書を自分で作っておこうから、と真剣に検討中です。こんなところで法律事務所勤務の経験が役立つとは！

無料相続セミナーのご案内

相続に関してご興味のある方は、**どなたでも無料**でご参加いただけます。
事前予約制となります。個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



セミナー講師
代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

会場・日時 **[大阪] 1/23(木)11時・2/14(金)10時・3/16(月)18時**

●民事信託セミナー 無料

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

会場・日時 **[大阪] 1/20(月)11時・2/20(木)11時・3/27(金)11時**

[神戸] 1/15(水)11時・2/5(水)18時・3/11(水)11時

[京都] 1/30(木)18時・3/5(木)10時

編集後記

皆様、新年あけましておめでとうございます。
滝川クリスチルさんの「お・も・て・な・し」のスピーチがつい先日のことのように感じられるのですが、ついに東京オリンピックの年がやってきました。

幸いにもサッカーのチケットが当たったので、熱戦を生で見られることが今から楽しみで仕方ありません。
今年も、みお総合法律事務所を、そしてMIO PRESSをどうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

-----キリトリ線-----

連絡先	お名前	フリガナ
住所		
()	()	

お出くわざに



差出有効期間
2021年12月
31日まで
切手をはらざりに
お出くわざに

郵便はがき
-----キリトリ線-----



左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から**抽選で30名**様に、「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)を**プレゼント**いたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2020年3月31日(火)
※当日消印有効

164
5 3 0 8 7 9 0



この2000万円という数字は、2017年度の高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)の家計調査の結果、平均で5.5万円が公的年金では不足している。その5.5万円に生きをされた前提出で30年分を掛けた数字を切りよく丸くしたもの。したものです。

ただ、この不足額というものは生活費等の支出が27万円弱というものを基にしており、毎月の家計支出が21万円を下回っている。たゞ、この不足額といふのは生活費等の支出が27万円弱といふものを基にしており、毎月の家計支出が21万円を下回っている。

昨

年、金融庁が2019年6月3日に公表した「高齢社会における資産形成・管理」という報告書の内容が話題となりました。老後、公的年金のみでは生活していくのが難しいといけないといった報道を明るい気持ちで受け取つた方はいらっしゃらないのではないか。

社会保険労務士
松山 恭子
Kyoko Matsuyama



リーガル サポート
インフォメーション リガサボ!

老後資金 2000万円問題について

社会保険労務士
松山 恭子
Kyoko Matsuyama

いれば不足は出ないとということになりますので、全ての方に当てはまるものではないと個人的には考えておりますが、だからといって楽観的に聞き流せない話だとも思っています。

現在、企業、特に中小企業では深刻な人材不足に陥っているそうで、定年退職後の人材を欲している企業はたくさんあります。また、年々最低賃金は上がり(昨年10月の大坂府下最低賃金は964円!)、健康でさえあれば不足の生活費5.5万円の報酬が得られる窓口は昔よりずっと広がっています。

出かける先があつて決まつた予定があるということ、外に出て頭と体を動かして家族以外の人と話すことは脳と体に良い影響を与えますし、働いている時間に無駄遣いをするることは物理的に難しく、報酬を得ることで生活費の心配も薄れる、良いことづくしではないでしょうか。

世間では節約を楽しむ情報もたくさんありますし、ゆっくり趣味を楽しんだりする時間も素敵です。その上で余っている時間があればお仕事を、そしてせっかくお勤めをするのであればその時間も楽しむといふことも、定年退職後の日々の過ごし方の一つとして明るい気持ちでご検討いただければ幸いです。

ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>



KBS京都ラジオ 毎週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁!澤田有紀のやさしい法律力フェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

